

指定暑熱避難施設等の今後の検討の方向性について（案）

1. 施設の指定要件について

（施設条件（必要な冷房設備の機能を含む。）、運営時間、アクセシビリティ、管理体制、必要な人材、物品等）

- 令和4年環境省アンケート結果によると、指定暑熱避難施設を設置している地方公共団体数は現在125（回答数592自治体（約2割））であることから、地方公共団体の取組を一步でも後押しすることが重要。
- 国内や海外の事例を参考にした上で、ワーキンググループにおいて、自治体の負担も考え、官民間問わず、既に冷房等の設備が整っている施設の活用を幅広く認める方向で検討を進めてはどうか。

2. 避難が必要な熱中症弱者のアウトリーチ活動について

- 熱中症弱者に対するアウトリーチ活動（所在の把握や見守り・声かけ等）は、改正気候変動適応法においては直接の対象としていないが、カナダにおける熱波の検証に際しては、熱中症弱者へのアウトリーチ活動の重要性が指摘されている。
- そのため、環境省モデル事業対象などの自治体の職員等が参加した上で、熱中症対策における有効なアウトリーチ活動について検証を行うのはどうか（本検討会及びワーキンググループとは別の場で検証）。

参考（第1回熱中症対策推進検討会）指定暑熱避難施設の仕組みの導入方針

- 海外の制度を参考に、我が国においても、指定暑熱避難施設（暑さを避けるため不特定の者が利用できる冷房設備を有する施設）の仕組みを導入してはどうか。
- 指定暑熱避難施設は、住民に最も近い**市町村が指定**し、その開放は、**熱中症特別警戒情報と連動**させてはどうか。
- 指定暑熱避難施設は、公共施設に加え、民間施設も含まれるようにすべきではないか。
- その他、指定暑熱避難施設の機能・要件や普及について、どのような事項が必要か。

<基本的な考え方>

指定主体	地方自治体（市町村）
特に利用が想定される方	熱中症にかかりやすい方（例：高齢者、乳幼児等）
指定が想定される施設	既存の公共施設や民間施設の活用 を想定 例 公共施設：役所庁舎、公民館、福祉センター、図書館 等 民間施設：ショッピングセンターやモール 等
基本的設備	冷房設備等が利用できること
開放期間	熱中症特別警戒情報が発表されている間は必ず開放
開放日時	通常の営業時間 ※公共施設においては休日・休館日（民間施設にあつては合意に基づく時間）を含む。

(参考) クーリングシェルターの国内外の事例

【国内事例】

クーリングシェルター等が自治体内に設置されている市区町村数
⇒ 125/592 (21%) (令和4年環境省調べ)

【海外事例】

➤ 熊谷市「まちなかオアシス事業」

期間：6月1日から9月末日まで

場所：市内22の公共施設(庁舎、公民館、文化施設)



写真提供：熊谷市

➤ カナダの事例（2021年熱波発生時のクーリングセンターの運営実績）

○バンクーバー市

市内10か所（図書館、公民館）で運営
運営主体：バンクーバー市危機管理部門

○カムループス市

アイスホッケーリンク（写真）を12時～20時まで開設。
2021年は350人が利用。



➤ 品川区「避暑シェルター」事業

期間：毎年7月1日から9月末日まで

場所：区内61の公共施設（地域センター(区役所支所)、児童センター、シルバーセンター、保健センター等）



写真提供：品川区

【熱中症対策】

自治体

Q13 クールシェアスポット、クールシェルター（涼みどころ）とはどのようなものかと考えていますか。また、クールシェアスポット、クールシェルター（涼みどころ）は貴自治体内に何箇所ありますか。

※クールシェアスポットとは、一般的に省エネを目的として、冷房環境を共有するための場所。クールシェルター（涼みどころ）とは一般的に熱中症予防を目的として提供される休憩場所とされるが、両者は重なる場合も多い。

一部の自治体において、暑さ対策の一環として、避暑のための施設等が設置・活用されている。

避暑のための施設等が自治体内に設置されている市区町村数 125/592 (21%)

※設置数の中央値：16（平均値52、最大値1,000）

令和4年環境省アンケート調べ、回答市区町村数 592、避暑のための施設等＝クールシェアスポット又はクールシェルター（涼みどころ）

注：クールシェアスポットとクールシェルター（涼みどころ）で重複の可能性あり

クールシェアスポット（一般的に省エネを目的として、冷房環境を共有するための場所。）

○自治体による定義の例

- ・ひとり一台のエアコンの使用をやめ、公共施設や民間の店舗など涼しい場所に集まる。
- ・クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のこと
- ・市民が気軽に涼める場
- ・夏のエアコンの使い方を見直し地域で涼を分かち合うことができる施設
- ・空調管理ができ不特定多数が涼め休憩が出来る場所、水分補給の出来る場所、日陰やミストシャワーなど屋外でも体感温度を下げられるような場所など

○施設の例：公共施設（体育館、図書館、公民館、美術館、福祉施設、公園等）、商業施設（ショッピングセンター、デパート、飲食店等）等

クールシェルター（涼みどころ）

（クールシェルター（涼みどころ）とは一般的に熱中症予防を目的として提供される休憩場所）

○自治体による定義の例

- ・市民が外出時に暑さで体調不良を感じた際に水分補給などをしながら休憩することができる場所（熱中症避難所）
- ・外出時の熱中症予防対策、暑さの避難場所
- ・個人が好きなタイミングで涼しさを味わうことができる場所
- ・市民が気軽に涼める場
- ・熱中症予防を目的として提供される休憩所

○施設の例：公共施設、協力店舗、郵便局等